

10 保険年金課

(1) 健康保険組合の規約変更の認可等

① 概要

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

健康保険組合は、国の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、国に代わって健康保険事業を運営する公法人です。

保険年金課では、健康保険組合に係る規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の経由並びに公法人証明・印鑑証明などの業務を行っています。

② 実績

(平成30年3月末現在)

	組 合 数
当厚生局が所管する健康保険組合	34 組合
(内訳)	
単一	27
連合	0
総合	7

・各申請書等の処理件数（平成29年度）

規約変更認可申請書等の認可	29 件
規約変更届出書等の受理	99 件
厚生労働大臣への提出書類の経由	24 件
公法人証明・印鑑証明	27 件

(2) 健康保険組合の実地指導監査等

① 概要

実地指導監査にあたっては、「平成29年度における健康保険組合に対する実地指導監査について」（平成29年3月17日付保険局保険課長通知）により、健康保険組合の事業運営が法令・通知・組合規約・組合規程に基づき適正なものとなっていることの確認を基本とし、前回監査から相当期間が経過している組合に対して実施しました。

② 実績

- ・ 実地指導監査 …………… 7 組合

実地指導監査の結果、組合会における代理出席・委任の取扱いの適正化や会計事務規程・会計帳簿について、本省通知等に基づき整備することなどを指導しました。

(3) 全国健康保険協会支部の実地監査

① 概要

実地監査にあたっては、「全国健康保険協会支部の報告の徴収及び立入検査について」（平成28年5月11日付保険局保険課長通知）により、定期立入検査を実施しました。

② 実績

- ・ 立入検査 …………… 2 支部

立入検査の結果、引き続き適正な事業運営に努めるよう指導しました。

(4) 厚生年金基金の規約変更の認可等

① 概要

厚生年金基金は、企業の事業主が厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度ですが、平成26年の法律改正により、財政基準を充たさない厚生年金基金は、解散を命じられることとなったことから、大半の厚生年金基金が解散に向けた清算事務を進めています。

保険年金課では、これらの清算事務に係るものを中心に、厚生年金基金から提出された規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の経由並びに公法人証明・印鑑証明などの業務を行っています。

② 実績

(平成30年3月末現在)

	基金数
当厚生局が所管する厚生年金基金	1 基金
(内訳)	
単独	0
連合	0
総合	1

- ・各申請書等の処理件数（平成29年度）
 - 規約変更認可申請書等の認可…………… 5件
 - 規約変更届出書等の受理…………… 25件
 - 厚生労働大臣への提出書類の経由…………… 141件
 - 公法人証明・印鑑証明…………… 21件

（5）厚生年金基金の实地監査等

① 概要

实地監査にあたっては、「厚生年金基金及び確定給付企業年金の監査等について」（平成28年10月11日付年金局企業年金国民年金基金課長通知）により、財産目録の承認申請書を提出した解散基金を対象として実施しました。

② 実績

- ・实地監査…………… 7基金
 - 实地監査の結果、規程に基づかない支出が見受けられたので、規程に基づき支出することなどを指導しました。

（6）国民年金基金の規約変更の認可等

① 概要

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受け都道府県毎や業種別に公法人である国民年金基金を設立（地域型又は職能型）し、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乘せ給付を支給する制度です。

保険年金課では、国民年金基金に係る規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の経由などの業務を行っています。

② 実績

（平成30年3月末現在）

	基金数
当厚生局が所管する国民年金基金	5基金
（内訳）	
地域型	5
職能型	0

- ・各申請書等の処理件数（平成29年度）
 - 規約変更認可申請書等の認可…………… 5件
 - 規約変更届出書等の受理…………… 22件
 - 厚生労働大臣への提出書類の経由…………… 25件
 - 公法人証明・印鑑証明…………… 2件

(7) 国民年金基金の实地監査等

① 概要

实地監査にあたっては、「厚生年金基金及び国民年金基金の实地監査について」（平成16年4月19日付年金局企業年金国民年金課長及び運用指導課長通知）により、前回監査から相当期間が経過している基金に対して実施しました。

② 実績

- ・ 实地監査 1 基金

实地監査の結果、引き続き適正な事業運営に努めるよう指導しました。

(8) 確定給付企業年金の規約承認等

① 概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し年金給付を行う「基金型」がある制度です。

保険年金課では、企業年金基金及び事業主からの規約認可・承認申請書、規約変更認可・承認申請書及び規約変更届出書等の受理、承認及び認可、厚生労働大臣への提出書類の経由並びに公法人証明・印鑑証明等の業務を行っています。

② 実績

(平成30年3月末現在)

	規 約 数
当厚生局が所管する確定給付企業年金	684
【参考】	
平成29年度新規承認（認可）	19
平成29年度規約の終了	32

- ・ 各申請書等の処理件数（平成29年度）

規約変更認可申請書等の認可 138件
規約変更届出書等の受理 239件
厚生労働大臣への提出書類の経由 527件
公法人証明・印鑑証明 33件

(9) 確定給付企業年金の監査等

① 概要

監査（書面・实地）にあたっては、「厚生年金基金及び確定給付企業年金の監査等について」（平成28年10月11日付年金局企業年金国民年金基金課長通知）により、企業年金の実施から概ね3年を経過している事業主に対して書面監査を、設立か

ら1年以上経過し、過去3年以内に実地監査を実施していない総合型基金に対して実地監査を実施しました。

② 実績

- ・ 書面監査 78 事業主
2 基金

書面監査の結果、資格喪失者への移換に関する必要な説明や個人情報保護法等に基づいたデータの適正な取扱いの周知徹底及び適切な教育を実施していない事業主に対して、法律等に基づき実施することなどを指導しました。

- ・ 実地監査 1 基金

実地監査の結果、引き続き適正な事業運営に努めるよう指導しました。

(10) 確定拠出年金の規約承認等

① 概要

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受ける制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

保険年金課では、企業型に係る中国管内の事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書及び規約変更届出書等の受理及び承認の業務を行っています。

② 実績

(平成30年3月末現在)

	規 約 数
当厚生局が所管する確定拠出年金	193
【参考】	
平成29年度新規承認	17
平成29年度規約の終了	1

- ・ 各申請書等の処理件数（平成29年度）

- 規約承認申請書の承認 17件
- 規約変更承認申請書等の承認 64件
- 規約変更届出書等の受理 17件
- 厚生労働大臣への提出書類の経由 22件